

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年8月29日(2013.8.29)

【公表番号】特表2009-544768(P2009-544768A)

【公表日】平成21年12月17日(2009.12.17)

【年通号数】公開・登録公報2009-050

【出願番号】特願2009-520972(P2009-520972)

【国際特許分類】

C 09 J 155/00	(2006.01)
C 09 J 11/04	(2006.01)
C 09 J 11/06	(2006.01)
C 09 J 201/00	(2006.01)
C 09 J 4/00	(2006.01)
C 09 J 179/08	(2006.01)
C 09 J 4/02	(2006.01)
C 09 J 7/00	(2006.01)

【F I】

C 09 J 155/00	
C 09 J 11/04	
C 09 J 11/06	
C 09 J 201/00	
C 09 J 4/00	
C 09 J 179/08	B
C 09 J 4/02	
C 09 J 7/00	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年7月8日(2013.7.8)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0036

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0036】

乾燥した組成物(即ち、溶媒がない)から導電性粒子を差し引いたものの全容積に対する導電性粒子の量(全て容積%又はv o l %)は、通常少なくとも約0.1であり、他の実施形態では少なくとも約0.5、1、又は少なくとも約5でさえある。他の実施形態では、導電性粒子の量は約30%未満、約20%未満、約10%未満、又は更にそれより少ない量である(再度、全てv o l %)。1つの現在好ましい実施形態では、この量は約0.5~約10v o l %の範囲にある。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マレイミド末端ポリイミド樹脂と、
前記マレイミド末端ポリイミド樹脂と相溶する熱可塑性樹脂と、

熱活性化フリーラジカル硬化剤と、
導電性の粒子と、
を含み、
シランカップリング剤を含むか又は含まないで、
酸官能基を有するエチレン系不飽和化合物を含むか又は含まない、
接着剤組成物であって、
前記熱可塑性樹脂はスチレンのブロックコポリマーを含む、
異方性接着剤であって、

その接着剤組成物の全重量に基づいて、前記マレイミド末端ポリイミド樹脂が少なくとも30重量部でかつ60重量部未満であり、前記熱可塑性樹脂が30重量部を超えてかつ65重量部未満であり、前記導電性の粒子が、前記接着剤の乾燥物から導電性粒子を差し引いたものの全容積に基づいて、少なくとも0.1容積%でかつ30容積%未満である、接着剤組成物。

【請求項2】

第1の物品を第2の物品に接着する方法であって、
請求項1に記載の接着剤組成物を前記第1の物品の上に付与する工程と、
前記第2の物品を前記第1の物品の上の前記接着剤に接触させ、その箇所で前記第1の物品及び前記第2の物品がそれらの間に前記接着剤を有する組立体を形成する工程と、
前記接着剤を硬化する工程とを含む、方法。